

平成29年度事業報告書

1 運営事項

(1) 理事会の開催

平成29年度は理事会を2回開催した。第1回理事会は平成29年6月8日に開催し、公益社団法人としての第7回定時総会に付議する議案、正会員入会の承認、ファミリー相談室代表の選任及び業務執行理事による職務の執行状況の報告について審議、議決した。

第2回理事会は、平成29年12月8日に開催し、業務執行理事による職務の執行状況の報告を行った。

(2) 正会員、特別会員及び賛助会員の入退会

ア 正会員

平成29年3月末日で243人であった。平成29年4月1日から平成29年度期末までの入会は17人であるが、退会者が12人あり、平成29年度期末の正会員数は248人である。

イ 特別会員

個人特別会員は、平成29年3月末日で713人であった。平成29年4月1日から平成29年度期末までの入会は83人、退会は44人であり、平成29年度期末の個人特別会員数は752人である。

法人特別会員は、平成29年期首、期末ともに7法人である。

ウ 賛助会員

平成29年3月末日の賛助会員は168人であった。平成29年4月1日から平成29年度期末までの入会は49人、退会は7人であり、平成29年度期末の賛助会員数は210人である。

(3) 財政事情

平成29年度の財政について、収入面では、会費収入、事業収入、寄付金収入等のほか、平成19年7月以来厚生労働省から委託を受けている養育費相談支援センターの受託収入、地方公共団体からの相談や面会交流援助の受託に係る収入、一般財団法人日本宝くじ協会からの助成金の継続収入があり、収入全体では前年度の実績を大きく上回った。

支出面では、相談（面会交流援助の相談を含む。）、後見等各事業の活発化に伴い増額となった。

繰越金を含む収支の全体では黒字となったが、この黒字分は、運転資金としての活用と次年度以降の無償事業部門の維持に充当するほか、万一発生した場合の賠償訴訟案件への対応経費として内部留保することを予定している。

会員の一層の増加、相談活動の活発化、後見関係の積極的受任、地方公共団体等からの相談受託、啓発図書の出版・販売などにより、引き続き財政基盤の安定化を図る必要がある。

(4) 管理運営

ア 事業検討委員会

本部では、事業検討委員会規程に基づき、事業検討委員会を毎月開催して、事業計画の適切な運営・実施に当たっており、検討結果は、事業検討委員会議事録として、各役員、各相談室及び養育費相談支援センターに送付した。

イ 各相談室

所属会員が定期的に会合を持ち、事業計画の策定、実施について協議し、民主的・効率的な運営に努めた。また、各相談室において、所属会員への情報伝達を徹底するために、相談室通信の配布など伝達の方法を工夫した。

2 事業内容

(1) 本部事業

ア 家庭問題情報誌「ふぁみりお」の発行配布

「ふぁみりお」は、71号、72号、73号を発行した。71号（平成29年6月25日発行）は、平成家族考「子どもを一人の人間として遇すること」、海外トピックス「“更生共同体”という立ち直り支援—DELANCEY STREET FOUNDATION訪問記—」を掲載し、72号（同10月25日発行）は、平成家族考「養育費相談支援センター開設10年の歩み」、海外トピックス「脱文明のユートピアを求める人々」を掲載し、73号（平成30年1月25日発行）は、平成家族考「家族と法をつなぐもの—ドイツの少年援助の一コマ—」、海外トピックス「アメリカの最近の知能検査の理論と動向」等を掲載した。日本宝くじ協会の助成を受けて、「ふぁみりお」を全国の自立支援センター、市民相談室など4,600の団体・個人に無料配布したが、いずれも時宜を得た企画として好評であった。

イ 平成22年度から継続している日本加除出版社『戸籍時報』の「家庭問題よろず相談室」、同じく日本加除出版社『住民行政の窓』の「ファミリーカウンセラーの窓から」、人権擁護協力会『人権のひろば』の「家庭問題カウンセリングルーム」のコラムを、毎月会員が分担執筆した。

ウ 啓発図書の出版・販売

一般財団法人司法協会の助成を受けて行った調査研究の報告書「別居・離婚後の子の最善の利益の実現と親子関係の再構築—面会交流の実情と考察—」を司法協会の了解を得て、平成28年4月から頒布している（1,000円税込）。

また、『平成家族考—家族を見続けるF P I Cからの提言』（平成26年刊行、1,500円＋税）、『離婚した親と子どもの声を聴く—養育環境の変化が子どもに及ぼす影響—』（平成17年刊行、800円税込）及び小冊子『子どもが主人公の面会交流—離婚後も子どもの成長を支える父母からの贈り物—』（平成24年刊行、324円税込）等も継続して販売した。

エ 広報

（ア）平成29年度に、本部・東京相談室にマスコミなどから取材が18件あったほか、各相談室にも取材・見学があった。

(イ) 各相談室においてホームページを作成し、逐次、事業内容を詳しく紹介した。近年、ホームページをみて、相談、面会交流、セミナーなどの申込みをする人が増えている。

(ウ) 平成29年度第7回定時総会で承認された当センターの定款、役員名簿、会員名簿、貸借対照表等の財務諸表をホームページに掲載して一般の閲覧に供した。

(2) 家庭問題に関する心理・教育相談事業及び調停手続事業（ADR）

ア 平成29年度の面接相談受理件数は、東京246件、大阪250件、名古屋24件、福岡26件、千葉242件、宇都宮67件、広島67件、松江39件、横浜56件、新潟13件の合計1,030件であった。平成27年度から連続して増加した。

電話相談は、東京1,738件、大阪32件、名古屋329件、広島281件、松江46件、新潟16件の合計2,442件で、平成28年度（2,543件）より若干減少した。

イ 地方公共団体等の相談室への専門相談員の派遣

東京は川口市、西東京市、ふじみ野市に派遣、宇都宮は小山市に派遣した。大阪は、八尾社会福祉協議会、明石市、奈良市・奈良県、豊中市に派遣し、横浜は、社会福祉法人乳児保護協会に派遣した。新規では、大阪が吹田市に、広島が岡山市に派遣した。

ウ 調停手続事業（ADR）

平成29年度の受理件数は東京2件、大阪6件、名古屋1件、合計9件であり、平成28年度（25件）より減少した。このADRの運用について、工夫をさらに重ねてゆくことが課題である。

(3) 親子の面会交流援助

ア 平成29年度の援助件数は、東京503件（うち新受件数128件）、大阪181件（67件）、名古屋152件（49件）、福岡45件（22件）、千葉79件（30件）、宇都宮15件（5件）、広島43件（18件）、松江32件（14件）、横浜104件（50件）、新潟14件（4件）の合計1,168件（387件）であり、新受件数は平成28年度（417件）から30件減少したが、援助回数は5,570回に達した。各相談室とも、多忙で、スキルの高い援助者の確保、面会交流の場所の確保が課題となっている。

各相談室は、支援を充実させるためにケース・スーパービジョン態勢を整えるとともに、会員の養成研修に取り組んだ。また、援助技法では、平成28年度の研究の結果、ミニクラスによる親ガイダンスの必要性和意義が確認されたので、平成29年度、東京では、ミニクラスによる親ガイダンスを12回実施した（参加者計90人）。

イ 地方公共団体等からの面会交流援助の受託

厚生労働省による面会交流支援事業を実施する自治体において、事業を受託した地方公共団体等が面会交流援助のノウハウをもつ当センターに委託

する動きがある。東京では、東京都ひとり親家庭支援センターと受託契約をして、平成29年度は23件の依頼を受けた。千葉においても、千葉県と業務委託契約を締結し、千葉県母子寡婦福祉連合会から7件の依頼を受けた。

(4) 後見、後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

ア 平成29年に、法人として、成年後見人、任意後見人、未成年後見人等を新たに受任した件数は47件であった。平成29年度期末に係属中の後見関係件数は、東京84件、大阪9件、名古屋8件、千葉119件、宇都宮2件、横浜3件の合計225件であった。

成年後見制度を普及させるために、千葉では前年度の後見人養成講座のフォローアップ研修を行い、参加者88人を得た。千葉では地域密着型の活動も行い、後見ニーズの掘り起こしに努めている。

各相談室では、適切な支援を行うために、ケース・スーパービジョンを行っている。また、後見事務で取り扱う特定個人情報については、各相談室で取扱要領を定め、これに従って安全に管理している。

イ 公正証書遺言者への支援事業

平成29年度における公正証書遺言作成時の証人推薦の依頼件数は、東京2,346件、大阪2,370件、名古屋289件、福岡230件、千葉365件、宇都宮44件、広島74件、横浜817件、新潟65件の合計6,600件で、前年度(5,997件)より603件増加した。

公証人を講師として、公正証書遺言と証人の役割や任意後見契約について研修会を実施した(東京、名古屋、千葉、福岡、横浜)。

(5) 家庭問題に関する調査・研究事業、セミナー・講演会の開催事業、講師・鑑定人の推薦事業、子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦事業

ア 家庭問題に関する調査、研究事業

相談、鑑定、面会交流援助及び後見事務に関する事例の分析・研究を継続して実施した。

平成28年度、厚生労働省から「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究」を受託し、研究の結果を平成29年4月10日に報告した。この報告書は厚生労働省のホームページに掲載されている。

大阪では、2年にわたる研究の結果を取りまとめ、平成30年3月「面会交流援助の現状と課題(Ⅱ)～大阪ファミリー相談室の取り組み～」として刊行(1,500円税込)した。

イ セミナー事業

平成29年度は、子の最善の利益の実現を目指すセミナーについて、名古屋で「子どもの利益を守るための面会交流」(参加者30人)、福岡では、「子どもからのお願いパートⅡ」(参加者7人)、親ガイダンスを東京(参加者20人)、広島(参加者57人)で行った。

成年後見制度の普及を目指すセミナーは、東京(参加者25人)、名古屋(参加者20人)、千葉(参加者88人)がそれぞれ行った。

大阪は、FPIC連続講座を行った(参加者46人)。

各相談室が開催したセミナーの参加者合計は、**354**人であった。

ウ 講師・鑑定人の推薦事業

平成29年度は、講師の推薦が東京35件、大阪19件、名古屋5件、福岡20件、千葉26件、広島3件、松江6件、横浜13件、新潟2件、合計129件であり、平成28年度（120件）より僅か増加した。

鑑定人の推薦は、刑事鑑定2件のみ（東京）であった。鑑定命令が出るのは、主に、事案が重大で犯行動機が不明、何らかの障害が疑われる、処遇方法が分かりにくいなどであった。最近では、20歳に達した直後の若年犯罪、虐待等の被害者体験のある被告人に対する依頼の傾向がある。

エ 子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦

平成29年度は、東京12件、大阪12件、名古屋6件、福岡1件、千葉1件、横浜6件の合計38件であり、平成28年度は47件であったので、減少した。

(6) 家庭問題に関する公的機関からの受託事業

ア 厚生労働省から「養育費・面会交流相談支援センター事業」について、平成27年4月から3年契約で受託していることから、29年度が契約の最終年度である。

主要な事業内容は、①自治体の相談員等に対する相談の支援、②母子家庭等からの相談、③自治体の相談員等の研修、④ホームページ、パンフレット、セミナー等による広報、情報提供である。このうち、①及び②の平成29年度の相談件数は6,411件（前年度6,592件から約3%減）であり、相談内容は、多い順に、請求手続、養育費算定、面会交流、不履行、減額請求だった。

③については、全国研修会、専門相談員等研修会、地域研修会（全国8か所）を主催したほか、全国74か所に講師を派遣した。このうち全国研修会は、開催担当県、厚生労働省との共催により実施しているものであるが、平成29年度は前年に引き続き厚生労働省との共催で同省会議室で実施した。5班の分科会方式で行い、前半では、「かるがも相談室」で実施されている親ガイダンスを体験するワークショップ形式の研修を実施した。参加者は153人だった。

④については、大阪と東京でセミナーを実施したほか、ニューズレター18号及び19号を作成し、各自治体等に配布した。

イ 平成29年度、外務省からハーグ条約に係る面会交流支援事業の委託を受けた。

なお、外務省から支援について照会を受けた事例はあったが、受託には至らなかった。